

## ○京西且哲副委員長

ただいまから事業常任委員会を開会します。

まず、衆原委員長から欠席届が出ておりますので、私が議事の進行を務めさせていただきます。

それでは、本委員会に付託されました事件は、御配付しております付託事件のとおりです。

審査の方法は、御配付しております進行表のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、議案第91号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

## ○河畠俊也建設部長

議案書の67ページをお願いいたします。議案第91号岸和田市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、占用物件に係る占用料の徴収について、市民の利便性の向上と徴収事務の効率化を図るため、当該占用物件のうち一時的に設けるものであって、所定の要件を満たすものにあっては一括でこれを徴収することができることとしたことから、関係する規定の整備を図ろうとするものです。

改正の内容につきましては、議案書69ページをお願いいたします。第3条第2項にただし書及び各号を加えることにより、占用期間が1会計年度を超える場合は、その占用に係る占用料は年度ごとに徴収することとしていたところ、祭礼、縁日等の露店や看板、工事用の板囲、足場などの一時的に設ける施設等で所定の期間を超えないものにあっては、当該占用期間の分の占用料を一括して徴収することができることとす

るものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとし、施行の日以後において徴収する占用料について適用するものといたしております。

## ○京西且哲副委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

それでは、議案第91号の質疑を終結します。

次に、議案第98号から議案第102号までの5件について、一括して審査に入ります。

議案の説明を求めます。

## ○船橋恵子魅力創造部長

議案第98号につきまして御説明申し上げます。

公の施設の指定管理を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案書の93ページをお願いいたします。

施設の名称は岸和田市立自泉会館で、指定の相手方は南海ビルサービス株式会社でございます。指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年といいたしたいものでございます。

岸和田市立自泉会館は、本市の貴重な文化的価値のある建築物として長く保存し、美術館的機能を持たせ、さらに市民の文化芸術活動の振興の場に供するために設置されたものでございます。

公募の結果、2事業者からの応募があり、岸和田市指定管理者審査委員会において候補者が選定されたものでございます。

なお、指定管理者候補者の概要につきましては、御配付しております資料のとおりでございます。

## ○寺本義之環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

議案書95ページをお願いいたします。議案第99号指定管理者の指定について御説明をいたします。

本件は、環境農林水産部所管の岸和田市立大沢山荘の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は岸和田市立大沢山荘で、指定の相手方は大沢町会でございます。指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年といたしたいものでございます。

この施設は、農林業の振興、農林業後継者の育成及び市民の自主的な社会教育活動の振興を図ることを目的として、研修、集会、その他多目的な利用に供する施設として、昭和56年3月に建設、開設された施設でございます。

平成18年度から指定管理者による管理運営を行っており、施設の設置目的、性格、事業の継承性を勘案いたしまして、非公募により現在の指定管理者が岸和田市指定管理者審査委員会において候補者として選定されたものでございます。

なお、指定管理者候補者の概要につきましては、御配付しております資料のとおりでございます。

#### ○河畠俊也建設部長

議案第100号、議案第101号及び議案第102号の3件について、一括して御説明申し上げます。

議案書の97ページをお願いいたします。議案第100号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は岸和田市中央公園等で、指定の相手方はきしわだホッとパークパートナーズ、指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間といたしたいものでございます。

施設の内容といたしましては、中央公園をはじめとする浜工業公園、南公園、野田公園、牛ノ口公園の5公園で、利用料金の発生する施設を有する都市公園でございます。

今回の公募につきましては、生涯学習部スポーツ振興課所管の体育館、運動広場、テニスコート等、11施設と併せて実施した結果、3事業者から応募があり、岸和田市指定管理者審査委員会での選定結果を受け、きしわだホッとパークパートナーズを指定管理者候補者として決定したものでございます。

なお、指定管理者候補者の概要につきましては、御配付しております資料のとおりでございます。

続きまして、議案書の99ページをお願いいたします。議案第101号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は岸和田市都市公園・児童遊園等（北側）で、指定の相手方はきしわだ s m i 1 e パークパートナーズ、指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間といたしたいものでございます。

施設の内容といたしましては、岸和田市中央公園等を除く都市公園・児童遊園等のうち市域の北側に位置するものでございます。小学校区で申し上げますと、海側より、春木・大芝・大宮・城北・新条・八木北・八木南・光明・八木・山直北・城東・山直南・山滝校区でございます。

公募の結果、2事業者から応募があり、岸和田市指定管理者審査委員会での選定結果を受け、きしわだ s m i 1 e パークパートナーズを指定管理者候補者として決定したものでございます。

なお、指定管理者候補者の概要につきましては、御配付しております資料のとおり

でございます。

続きまして、101ページをお願いいたします。議案第102号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

施設の名称は岸和田市都市公園・児童遊園等（南側）で、指定の相手方はきしわだ s m i l e パークパートナーズ、指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間といたしたいものでございます。

施設の内容といたしましては、岸和田市中央公園等を除く都市公園・児童遊園等のうち市域の南側に位置するものでございます。小学校区で申し上げますと、海側より浜・中央・城内・朝陽・東光・旭・太田・常盤・天神山・修齊・東葛城校区でございます。

公募の結果、2事業者から応募があり、岸和田市指定管理者審査委員会での選定結果を受け、きしわだ s m i l e パークパートナーズを指定管理者候補者として決定したものでございます。

なお、指定管理者候補者の概要につきましては、御配付しております資料のとおりでございます。

#### ○京西且哲副委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

#### ○高比良正明委員

公園の指定管理についてお伺いします。

指定管理者は長きにわたって一般財団法人岸和田市公園緑化協会でしたけれども、今回の公募では、中央公園等ほか都市公園、児童遊園等の北、南の3つの指定管理について、住友林業緑化株式会社を中心とした事業体が新たな指定管理候補者となっておりますので、数点質問というか確認いたします。

1つ目はドッグランについてですけども、

昨年、担当課で整備していただいて、多くの市民が利用されておりますけれども、広さ自体が狭く、小型犬、中・大型犬を分けてほしいとの要望や、照明、洗い場等の設備の充実を望む声をお聞きしております。これらの声を実現できるよう、担当課としては平場でも話をしてまいりましたけれども、今回の指定管理者は府営蜻蛉池公園の指定管理者でもあり、あちらでは有料ながら関西最大級の天然芝ドッグランを運営しております。中央公園等でも自主事業として行う計画があるのか、お答えください。

#### ○黒見進也公園緑地課長

ドッグランにつきましては、指定管理者候補者より自主事業の1つとして提案いたしました。

#### ○高比良正明委員

自主事業ということですので、蜻蛉池公園と同じように有料のドッグランではないかというふうに想像するところです。

では、以前から市民の要望であった現状の無料で誰でも利用ができるドッグランの増設、拡張及び照明や洗い場などの設備充実については、担当課としてどのようにお考えでしょうか。

#### ○黒見進也公園緑地課長

現ドッグランの増設や拡張、照明、洗い場等の整備につきましては、要望も多く、必要性を感じておりますが、指定管理者の自主事業としての整合も図らなくてはならないので、議決いただきましたら協議を進めてまいります。

効率的な公園の運営により、市民の皆様の高い満足度を得られるよう努めてまいります。

#### ○高比良正明委員

指定管理者に有料施設を造っていただけるのであれば、担当課としては、造らなくて任せますよというふうにならないように、

有料施設とは別に今の無料施設についても市民の声を受け止めていただくようお願いいたします。

次に、園路や施設周りが暗いという声もよく聞きますけれども、これらの問題を解消するために、公園灯の増設が必要であると考えますが、この場合、指定管理者が行うのか担当課が行うのか、業務分担はどのようにになるのでしょうか。

#### ○黒見進也公園緑地課長

照明につきましては、開設後数十年が経過し、大きく成長した樹木や枝などが支障になっている場合も多いので、これらの樹木管理について、指定管理者と協議し、照明機能を発揮できるように考えてまいります。また、このような処置を行いましても解消できないケースでの増設が必要となつた場合でございますが、基本的に指定管理者に管理していただく施設は既設の施設となりますので、指定管理者の都合で増設する施設を除き、基本的に増設施設は市で整備すべき業務となります。

#### ○高比良正明委員

増設による施設整備は市で行うということになっておりますけれども、中央公園の市民利用を増やせるように、使い勝手をよくするためにも市民の意見を聞き、それを反映した公園整備をお願いいたします。

また、施設を含めて、現在、中央公園に幾つか監視カメラが設置されておるわけですが、これは全て市で整備したものでしょか。

#### ○黒見進也公園緑地課長

市で設置したものもございますが、現指定管理者が自主的に設置しているものもございます。

#### ○高比良正明委員

私自身は、密度が一番濃いロンドンの例をもって、重大犯罪の抑止力にはならない、

コスパが悪いというふうに監視カメラを考えているわけですけども、それでもいたずらなどによって施設の破壊防止や利用者間のトラブルを抑止し、後の犯人逮捕には監視カメラは有効であるというふうに考えております。特に子供たちの安全を守るためには有効性は高いというふうに考えます。また、小動物の虐待や飼い猫の遺棄などを防ぐ意味でも効果的となります。

動物への虐待を軽く考える方もおられますが、これまでも加害者がエスカレートしたその先には、子供などへの人への加害につながる例が散見されておりますので、トラブルが生じそうな施設を対象とするだけではなく、園路など広くカバーできる配置状況が必要であると考えますので、増設が必要ではないかと考えますが、現指定管理者が設置している防犯カメラ、監視カメラを引き上げるというふうになりますと、今より危険な公園になるということが予想されます。これについてはどのように考えているでしょうか。

#### ○黒見進也公園緑地課長

現指定管理者が設置している防犯カメラにつきましては、今後協議を進めてまいります。防犯カメラにつきましては、利用者の安全性を高めるものでございますが、いたずらの抑制も期待でき、指定管理者の管理軽減につながるという効果もございますので、現指定管理者と同様、新指定管理者による積極的な設置についても協議してまいります。

#### ○高比良正明委員

指定管理にする第一の目的というのは、民間活力を利用して利便性を向上するということだというふうに考えます。また、監視カメラのように、安全面に資する設備の投資を指定管理者にお願いするということになるのであれば、利用料金や自主事業上

りその費用を捻出して、利用者にサービス還元がされるような指定管理の運用を求めるのはもちろんとして、現在の指定管理者が設置した監視カメラは外すとしても、経費がかかりますのでそのまま多分置いていくというふうに考えられます。その際に、取り付けてから日数がたっているものもあるというふうに聞いております。定期的に検査しているわけでもないということですので、撮影や録画はもちろん、何かが起きて警察が調べる際には時間も正確でなければならぬということになりますので、時間など細かい点も含めて点検してもらうことと、大通りには業務用カメラがいいでしょうけれども、今では家庭用で数万円もあれば取り付けられるカメラも販売されています。これはスマホで見られて録画もできるというものもありますので、そういった安価なカメラも使って、死角で犯罪行為を行われないようにすることで安全・安心な公園環境を発展させるよう提言して、質問を終わります。

#### ○宇野真悟委員

議案第100号、議案第101号、議案第102号の3つの公園の指定管理についてお伺いいたします。

きしわだ s m i 1 e パークパートナーズときしわだホッとパークパートナーズとともに住友林業緑化株式会社がグループ代表企業であるということをお聞きいたしましたが、3つの指定管理の事業者について、きしわだホッとパークパートナーズときしわだ s m i 1 e パークパートナーズとの2グループに分かれておりますが、市民の問合せの窓口などはグループごとに別々になるのか、また、その窓口の設置場所などに関してどこになるのか、今決まっていることがあればお答えください。

#### ○黒見進也公園緑地課長

指定管理施設を3分割した時点で、事業者が複数になり、問合せ窓口も複数になることは想定しておりましたが、今回、審査の結果、代表事業者が同じという結果になりました。担当課といたしましては、同じ窓口とするほうがメリットがあると考えております。事業者の事情、考えもございますので断言できませんが、様々な利点から、従来どおり、担当課としては総合体育館が最良かと考えております。この件につきましても、議決いただきましたら速やかに協議を進めてまいりたいと考えております。

#### ○宇野真悟委員

もう1点お聞きいたします。市内の公園や児童遊園につきましては、町会などが現指定管理者と管理委託契約を行っております。この継続等に関してはどのようにお考えなのか、お答えください。

#### ○黒見進也公園緑地課長

町会の協力なしに良好な公園環境づくりはできないと考えているので、継続が必要であると考えておりますが、従来、委託金が均一であること、委託内容や報告が明確でないこと、高齢化により町会に受託できる人材がいないなど、問題もございますので、これらについては、町会、指定管理者と協議してまいりたいと考えでございます。

#### ○宇野真悟委員

今回、指定管理者が変更となりましたが、町会等との管理委託契約については継続することです。基本的に指定管理者と町会等との契約かと思いますが、事業者が変わっておりますので、今回は担当課も入ってスムーズな引継ぎをお願いいたします。

新たな指定管理者の代表企業は、本市内の府営蜻蛉池公園の実績があるということで、今後、本市の公園、児童遊園などがよりよい環境となることを望みます。

最後に、今回、指定管理について3分割

で行っておりますが、結果として2グループですが、代表企業が共通となつたため、窓口については共通で総合体育館に置いていきたいということをお聞きいたしました。次回の指定管理については、どのようなグループングが適切か改めて検討をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

#### ○米田貴志委員

では、何点か確認させていただきたいと思います。議案第100号、議案第101号、議案第102号についてでございます。

先ほど高比良委員からドッグランのことについてお尋ねがございました。提案会派としては何とか残してほしいなと思っておりましたので、今後、協議されるということでございました。高比良委員が言うたように、中型犬、大型犬がちょっといづらいということがありましたので、そこは今後もキープしていただいて、たしか拡張するというお話だったと思いますので、中型犬、大型犬も入れる規模まで市の無料施設はやっぱりキープすべきだということを思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、先ほど自主事業のことがございましたが、提案内容というのはどういったことを相手方はされているのか、お答えいただけませんでしょうか。

#### ○黒見進也公園緑地課長

様々な自主事業の提案のうちの1つでございますので、企画書までの内容とはなつてございません。場所は中央公園で、中・大型犬、小型犬を分けて、目的といたしましては、トラブル防止、マナー向上と安全清潔なドッグランの運営となつてござります。内容につきましては、議決いただいた後、設置場所、既設ドッグランとのすみ分け等について協議してまいりたいと考えております。

#### ○米田貴志委員

ぜひその点の協議をよろしくお願ひしておきたいと思います。やっぱり一番心配したのは、全てドッグランを民間に任せて、今の分をなくされてしまうのが一番懸念しておりましたので、よろしくお願ひしておきたいと思いますし、逆に、相乗効果を生むような形になればいいのではないかなどいうふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

もう1点、バーベキューのこともあったかなというふうに思うんですけども、これも蜻蛉池公園でも有料バーベキューを運営されているというふうに思うんですけども、中央公園などでも提案されているのかどうか、まずはその点をお示しいただけますでしょうか。

#### ○黒見進也公園緑地課長

中央公園等で利用者拡大のための取組の提案として頂いております。現指定管理者では無料でございますが、浜工業公園の一部のエリアと中央公園の花見の時期に開放したことがございます。ただし、利用者の中でもバーベキューにつきましては賛否両論ございますので、慎重な対応が必要かと考えております。

#### ○米田貴志委員

多分バーベキューは、集客の中でも1つの自主事業になるんだろうなというふうに思うんですけども、それをあかんとかと言うことはしないんですけども、例えば花見の季節になりますと、一般の市民が楽しんでいるスペースがあるんです。そうなると、そういったところを先に囲い込みをされてしまうと、今まで一般市民が楽しまれたところに行けなくなるというような弊害が起きてしまうのではないかなどということを大変気にしております。

それから、無料のバーベキューコーナー、これは開放するのはいいことなんんですけど

も、ただ、バーベキューの後の残骸というか、中にはバーベキューのコンロすら置いて帰るというような、炭もそのまま置いて帰るというような状況にあると聞いておりますので、そういった点も含めて、いろいろ市民の中でも賛否両論あんのかなというふうに思っておりますが、この辺のところもしっかりと踏まえていただきて、先ほど言いましたように、市民が、これまで御年配の方が特に桜の下で楽しんでいたのが楽しめなくなるというようなことがないように、十分協議していただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでござりますか。

#### ○黒見進也公園緑地課長

その件につきましては、従来楽しんでおられる市民の楽しみを奪うようなことのないよう考えてまいります。

#### ○米田貴志委員

短い答弁でございましたが、しっかりと頼んでおきたいというふうに思います。

もう1つ、あそこには今、既設の市の運営のドッグランの横に岸和田スケートパークがあるかなというふうに思うんですが、3×3コートも今回できたんですかね。この辺については、何か事業者からは活用するような、また、新たに造るような、アーバンスポーツに取り組むような、そういう提案があったのかどうか教えていただけますでしょうか。

#### ○黒見進也公園緑地課長

今回の提案では、有料でのヘルメットやプロテクター等の貸出し、サービス向上のための方策として提案されております。

#### ○米田貴志委員

スケートボードとかスリーオンスリーは本当に若い子に大変人気がありますので、そういうことを活用していただきて若い方がさらに集まるような大会であったり教室であったり、そういうことを期待して

いるんですけども、そういう提案があつたのかどうかちょっと不明ですけど、ぜひそういうところも踏まえていただけたらありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう1つ気になるのが、例えば蜻蛉池公園ですと、年間100万人超えているぐらい来はるのかなというふうに思っているんですね。今回、指定管理をかける、そして集客していただく、自主事業をしていただく、にぎわいをつくる、こういった観点から考えると、今の中公園には、過去にデータを取ったのかどうか分かりませんけども、今後、来場者というか、どうやって測るのか難しいところがあるかも分かりませんけども、一定物差しのようなものが要るのではないかと思うんですが、過去に中央公園に来場されている人数のベースとなるものがあるのかどうか、まずは教えていただけますか。

#### ○黒見進也公園緑地課長

来場者に関しましては、数年前にサウナディング等で行った際のデータとして70万人という数が1つございました。ただ、ビッグデータ等を活用しての数だと思います。人数につきましては、いろんな出し方があるかとは思うのですが、一定その70万人という数がございますので、今後、指定管理者が変わることにより向上でやっているのかどうか検証する機会があればとは思いますが、今のところ、計画的なものはございません。

#### ○米田貴志委員

実はその点が気になっていまして、指定管理をかけた、そして実際になかなかその来場者というのは推しあかるのが難しいと思うんです。毎朝ラジオ体操をしている方もいらっしゃるし、ウォーキングしている方もいらっしゃるから、なかなかその数を

一定、細かくて難しいかも分からんんですけど、やはり指定管理をかけて、5年間でこれ3つかけて、何かすごい金額でしたよね。十四、五億円になるん違いますかね、5年間でね。そう考えたときに、やはりどういった効果があったのかという視点も持たなきやいけないんじゃないかなというふうに思いますので、何かしらそういった物差しのようなものをつくっていただきたいのと、年に何回か、年に1回でもいいんですけども、そういう協議をする場所をつくっていただきて、より利用の向上、そしてにぎわいの向上につながるように取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、先ほど宇野委員からありましたように、私も気になったのはそこなんです。各町会が委託を受けて管理している中で、今回、公園の北側、南側で一斉に民間委託がかかるので、今後の流れはどうなるのかというところを、やはり町会の方々としっかりと協議しておかなきやいけないんじゃないんかなというふうに思います。今後この管理どないするんやと、運営どないするんやとか、委託金どないするんやとか、いろんな話になってくると思いますので、その辺の整理をしっかりと、町会の方々は今まですごい汗を流して、暑い中、寒い中、草を刈って、老若男女関係なしでやっているわけですから、そういったところも含めて、丁寧に各町会の方々と協議して、理解いただけるように取り組んでいただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

#### ○中岡佐織委員

議案第100号から議案第102号までで、特に議案第100号なんですけれども、蜻蛉池公園の指定管理が変わられるときにはほぼ引き継がれたと思うんですけども、今回、

指定管理者が変わる中で、今まで働いておられた方々が公園の中の樹木だったり、いろんな草木の剪定などをずっとされていたと思うんですけども、その職員たちにそのまま続けていただくことになるのか、はたまた総入替えになるのかなど、方向性がもし決まっていればすけれども、何か分かっていることがあれば教えてください。お願いいいたします。

#### ○黒見進也公園緑地課長

人員につきましては、新指定管理者の事業者も昨今の人材不足の影響があると考えております。引き続き勤務をお願いすることもあるかと思われますが、この辺りにつきましては、民間事業者同士、または就労者の問題でございますので、市としてはスムーズな人材確保をお願いするものでございます。

#### ○中井良介委員

今回、岸和田市の全ての大小を含めて、公園やら体育館などが、ある意味では1つのグループと言ってもいいぐらいの指定管理になった。グループは2つあるんですけども、中心的なのは1つですし、そういう意味で、市内全域全てそういう指定管理になったということについてはちょっと気になるんですが、どうお考えですか。

#### ○黒見進也公園緑地課長

令和元年から令和5年まで、あと2年を継続いたしまして、指定管理をさせていただきました全指定管理の中でも、1つの指定管理ということで、市内の公園、児童遊園及びスポーツ振興課所管のスポーツ施設については、一部はちょっと違いますけども、それを除いて、1つの指定管理者が指定管理者制度をもって管理しておりましたので、形としてはあまり変わってないよう考えております。

#### ○中井良介委員

これまでもそうしてきたということですが、今回の応募自体、非常に少なかったというか、そういう競争原理があまり働いてない、今後の運営もそういう点ではちょっと気になるんですけれども、別に問題とかそういうのは特段そちらでは把握はしていないということですか。

#### ○黒見進也公園緑地課長

前回、令和元年度に指定管理者を公募したときは、1事業者だけの応募でございました。今回、公園といたしましては、中央公園等と都市公園、児童遊園等の北と南で3つの指定管理を分けることで、応募者としては、中央公園等で3事業者、都市公園、児童遊園等の北、南で2事業者の応募がございましたので、その辺りにつきましては、前回の指定管理者の公募に比べまして前進したといいますか、多くの事業者に興味を持つていただいたと考えております。

#### ○中井良介委員

分かりました。ただ、例えば草刈りとか、なかなか指定管理者が十分機能しているのかどうかという、そんなことも聞くこともありますので、今後、しっかり取り組んでもらいたいと思います。

#### ○反甫旭委員

ちょっと他の議員と重なるかもしれないんですが、私からも議案第100号の中央公園のことについて1点だけお尋ねいたします。

今回、審査結果によって現指定管理者からきしわだホッとパークパートナーズに変わることですが、この中央公園の指定管理者が変わるのは初めてのことだと思います。それは担当課としても初めての経験だと思うんですが、引継ぎについてどのような問題が想定され、どのような対応を考えているのか、お答えください。

#### ○黒見進也公園緑地課長

議員御指摘のとおり、担当課といたしま

しても、指定管理者の交代は初めての経験でございます。指定管理業務が多大であるため、新管理者への引継ぎについては大変な業務になると懸念しております。

現時点では利用者の皆様より問い合わせいただいている内容といたしましては、施設の利用に関し、現指定管理者との間で協議している内容、例えば、来年度開催を予定している大会等の準備、こういう打合せの約束事項が新指定管理者にきちんと引き継がれるのか、スムーズに運営できるのかが不安であるとの声をお聞きしております。これらに関しましては、議決いただきまして後に、現指定管理者より新指定管理者にスムーズに引き継がれるよう、双方と協議を進めてまいります。

#### ○反甫旭委員

中央公園というのはいろんな大会、スポーツ等が行われていて、もう来年の4月以降のそういう打合せとか予約等も連絡が入っていると思いますので、今打合せしたことがしっかりと4月以降引き継げるのと、指定管理者が変わるからといって、また一から説明していたら、毎年同じことをしているのに、その辺り、スムーズに対応できるような取組をお願いしたいと思います。

指定管理者が変わるからといって今の公園に問い合わせて、例えば、いや、それは4月以降のことなので分からぬとか知らないとか、そういう対応が必ずないようにお願いして、質問を終わります。

#### ○京西且哲副委員長

他に質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第98号から議案第102号までの5件の質疑を終結します。

以上で市長提出議案の質疑を終結します。これより討論に入ります。討論はありま

せんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

直ちに市長提出議案を採決いたします。

議案第91号及び議案第98号から議案第102号までの5件を合わせました以上6件につきまして、原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議ないようですので、本各件は原案を可とすることに決しました。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、市議案第9号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

#### ○高比良正明委員

議案の説明については、本会議の初日に説明したとおりでありまして、今回も同じように、私を含めて米田委員からも動物のことに配慮したようなドッグランの質問がございました。そのように、動物のことにに関しての質問というのはこれまでの議会でも何度も繰り返されてまいりましたので、それぐらいのお気持ちを議会自体もお持ちであるというようなことで、それを具現化するような、言わば理念条例のような形になっております。

#### ○京西且哲副委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑のある委員は、冒頭に提案議員に対する質疑か、理事者に対する質疑かをお示しの上、御発言願います。

それでは、質疑をお願いします。

#### ○米田貴志委員

理事者に伺います。先ほど提案者から、これまで動物に関する話がいっぱい出ていたにもかかわらずという言い方は変なんですが、もともとこっち側からじゃなくて、そっち側から提案する予定というのは当初

からなかったのかどうか、まずお答えいただけますか。

#### ○宅田裕樹廃棄物対策課長

動物愛護に関する事務権限の大部分が都道府県に付与されており、法に基づく条例が大阪府でも制定されてございます。府条例の中には動物の適正な飼養に関する事項も規定されてございまして、岸和田市内におきましてもこの規定が適用されておりますので、我々といたしましては、市条例をあえてつくるという必要性はないというふうに考えております。

#### ○米田貴志委員

そういう姿勢なんだろうなということは察しがつくんですけども、当然、事務を執行する権限は大阪府にあるんだろうということになるんですね。実際、いろいろ調べていきますと、動物愛護管理法、それから大阪府動物の愛護及び管理に関する条例、これについては都道府県が定めてあって、大阪府全域が対象になっているという、これはもう当然やと。

例えば、今回提案があるんですけども、そういった中で、大阪府はこういう愛護法、条例をすると、いろんなものに、ハードであったりソフトの面であったり、費用がかかるてくるんですね。こういったところを国から補助というか、財政的な支援を受けているんですけども、仮にこれを岸和田市がやった場合、例えば国とか大阪府にそういったことを求めていくことができるのかどうか、考えをお示しいただけますか。

#### ○宅田裕樹廃棄物対策課長

市が事務を執行するとなりますと、国等からの財政的支援というのはございませんので、一般財源を充てるということになります。

#### ○米田貴志委員

我々も動物愛護に関しては前へ進めたい

と思っている会派でございますので、過去に松山市へ行って、はぴまるの丘というところへ、あそこは日本一進んでいるというふうに思っていますので視察に行かせていただきました。いろいろと見てまいりました。立派な施設が必要になってくると思うんです。また最近これが出て調べたら、去年の11月に新設し直しているんですけど、そのときに動物の一時預かりをしたり治療したり、何やかんやするところの建物だけで3億5000万円かかっているんです。あそこに向けては獣医師であったり、専門職とか、そういう人たちも必要になってくると思うんですけど、現状で一時預かりは可能なんでしょうか。

#### ○宅田裕樹廃棄物対策課長

一時とはいうものの、動物、生命を預かるということは重大な責任が伴うものと考えております。さらに、飼い主がいない動物となりますと、病気でありますとかがのリスクというのはより高い場合が想定されます。そういういたケースですと、さらにその責任というのは重大になってくるということが考えられまして、そういういたリスクに対応するとなりますと、獣医師でありますような専門的な知識、技能を持った方、また、そういうものに対応する設備でありますとか、施設というものの確保が必要になってこようかなと考えます。本市におきましては、現状そういういた担保ができるございませんので、非常に高いハードルであるというふうに考えております。

#### ○米田貴志委員

そういう答えになるんだろうなというふうに思うんですけども、実際、岸和田市内でもこのことに関して二分されることがやっぱりあるんだろうなというふうに思っておりますので、やはり、まずはこういうことを進めるに当たって、市民の方々に、前

へ走るんやったら走るという形で見ていかなきやいけないんじゃないかなという気はいたしております。ですから、もちろん条例があることにはこしたことはないんですけども、大切なことは、一人一人がやはり現状、動物を大事にするという視点の、そういうモラルの向上というか、飼い方の向上というか、そういういたところの向上を進める、機運を高めていくということが今一番大事なのではないかなというふうに思っております。その上で、本市の中でこの条例をひいた場合は、そういういたところを求めていくことが可能になってきますし、ですから、そういういたことも踏まえて、今後、しっかりそこは見ていかなきやいけないんじゃないかなというふうに思いました。

#### ○中井良介委員

理事者にお尋ねします。担当者がおったかおれへんかとか、いろいろ議論は以前にありましたけれども、今回、会派の海老原議員が本会議で質疑しましたけれども、ちょっと重なりますが、これまでこの動物愛護、管理に関して、市としてはどういう仕事をしてこられたのか、お願いします。

#### ○宅田裕樹廃棄物対策課長

繰り返しになる部分がございますけれども、法で規定されております規制部分につきましては、基本的には都道府県、大阪府で実施していただいております。当課、廃棄物対策課で実施しております現状で申し上げますと、地域猫活動、公益財団法人どうぶつ基金のチケットを活用して、猫の不妊手術の支援をさせていただいているのが現状でございます。

#### ○中井良介委員

犬についてはどうなんでしょうか。ないんですか。

#### ○宅田裕樹廃棄物対策課長

廃棄物対策課におきましては、犬につい

て特段の事務は今、所管してございませんけれども、狂犬病等の事務が市の一部事務としてございますので、こういった事務を実施しておるところでございます。

#### ○中井良介委員

ちょっとその辺は認識不足でございます。猫に対して不妊の補助というか、そういうチケットの配布などをやってこられたんですけど、特段担当者は置いてはなかったんでしょうか。

#### ○宅田裕樹廃棄物対策課長

先ほどの地域猫活動につきましては、そういう窓口がございますので、数名ではございますけれども対応させていただいてございます。

#### ○中井良介委員

本会議初日の西川総合政策部長の御答弁の中で、今回、動物愛護、管理について、府との連絡調整などについても担当することを明確にしたというふうに答えておられるんですが、これについては、新たな業務が付け加わったというふうに考えていいんでしょうか。

#### ○宅田裕樹廃棄物対策課長

これまでも実際、泉佐野市にございます大阪府動物愛護管理センター職員と一緒に事務を行ったという実績もございますので、今まで全くなかったかというと、そういうことではございませんので、それが明確になったということであって、大きく仕事が変わるということは想定してございません。

#### ○中井良介委員

府が中心的な役割をして、市は補完するという立場であるということは分かりました。

そしたら、提案者にお尋ねしますが、条例案では、市民の責務、あるいは飼い主の責務、犬、猫の飼い主の遵守事項など非常に細かく規定されているわけですが、当た

り前のことでも結構多いんですけども、そういうことを市民に責務として求めるんであれば、やはりパブリックコメントなりをして市民の意見もよく聞いて、あるいはそれで、こういう条例を提案したいと思っているんだということも分かってもらえると思いますので、その点は入っていないんですが、どうお考えですか。

#### ○高比良正明委員

先に、その遵守事項について、多分、第8条の犬、そして第9条の猫のことをおっしゃっているというふうに考えますけども、これは至極当たり前の話で、むしろこれに反するようなことがあれば、この中の大部分のことで違反すれば、動物愛護管理法で今度は罰則がついていますから、警察の厄介になるということになるわけです。

パブリックコメントにつきましては、海老原議員にもお答えいたしましたけれども、処分がないわけです。不利益処分がある場合にはパブリックコメント必須というふうになっています。中井委員のお言葉では、多分、米田委員も同じように市民周知が足りてないんじゃないかなと、そういうお話をいうふうに考えますけれども、私は、この条例ではないんですけども、同日に言うたのは、パートナーシップ条例でしたかね、ほかの条例案のときにも申し上げましたけども、手話言語条例、あの話をした後に南議員は、ここにちはというような御挨拶を壇上でなさいました。壇上でお話しされるのは、何十分も私のようにするわけではないです。そうであるならば、手話言語条例ですから、南議員は、かなりその前にも、制定前にも後にも、田中議員も含めて、言語として流通するようなことをどうなっているんだということをお話しされております。（発言する者あり）

同じです。市民周知という意味で言うの

であればですね、そこで提案しているような、質問されるような議員の方々が、まずは言語として、あの壇上での質問は10分なかつたですよ。そういう5分程度のものでも手話でお話ができない、つまり言語として理解ができるないというふうに考えざるを得ない。本人ができないのに手話言語条例のように成っているものもあるわけです。それを踏襲するという意味ではありませんけども、この条例に関しては、先ほども申し上げましたように、至極一般的な常識を持った飼い方のことを書いておりますし、動物をめでましょうねというものは、そこに反対する人は多分いないと思います。ですから、常識的な理念条例として、これは問題がないというふうに考えています。

#### ○中井良介委員

簡潔に答弁をお願いしたいと思います。あと、先ほど米田委員からも話がありましたが、飼い主不明の場合の引取りを求めたときに、一時預かりであるとか、あるいは、もう1つ条例案にありますが、飼い主不明の犬や猫を保護した者は、市に引取りを求める場合に、飼い主を可能な限り探すというようなこと也有って、なかなか負担が大きいのではないかと思います。それは意見として言っておきます。

#### ○中岡佐織委員

担当課にお尋ねいたします。私も子供の頃から家に動物が身近におりまして、今も実家や兄弟の家に動物がいて、家族同然の存在として大切にしていました。なので、動物を大切にするという趣旨の取組そのもの自体には本当に大賛成というか大歓迎なんですけれど、ただ一方で、先ほど担当課からもあったんですけども、大阪府に既に動物愛護条例が存在します。既に大きな枠組みとして府条例がある中で、小さな枠組みとなる岸和田市が同じような内容の条

例を改めて制定する意義とかメリットというのもありそうなのかなと、あるんであればいいなと思っているんですけど。制度上の今後懸念されるような事項というのは米田委員からもありましたので、その点をまずちょっとお聞かせいただけたらなと思うんですけど、ありますか、いかがですか。お願ひします。

#### ○宅田裕樹廃棄物対策課長

大阪府条例と大きく変わらないものをあえて制定する必要性は高くないという、申し訳ありません、先ほどと繰り返しの答弁になります。

#### ○反甫旭委員

まず1点、提案者の高比良議員にお伺いしますが、第10条のところで、市長は、法第35条第2項の規定により大阪府が飼い主の判明しない犬又はねこの引取りを保護した者から求められた場合は、府の協力要請によりこれを一時的に預かることができる。ただし、市長が、保護の状況から不適切であると判断した場合は、この限りでないということが明記されているんですけど、このイメージを教えてください。

#### ○高比良正明委員

先ほどから、第10条を盾に取って、しかも理事者にしか聞かない、私には聞かないというような質問が行われておりましたけれども、この第10条について、まともに反甫委員から私に直接ボールが与えられましたので、発言いたしますと、現状を質問される委員が御存じないのかということです。特に米田委員は会派の意見をまとめて言わわれていると思いますけども、提案理由説明のときにも申しました。2018年12月6日に米田委員が何をおっしゃったか。ボランティアの方々が今やられているのは十分御存じである。その上で、当時はどうぶつ基金が発行するチケットは、私がお願ひする前

というような形もあったので、それは施行されておりませんでしたけども、その状態であっても市民の皆さんと一緒にやってくださいよ、その整備をやってくれということを言っていたわけです。

#### ○京西且哲副委員長

高比良委員。簡潔に、その質問の部分だけ答えて。

#### ○高比良正明委員

第10条に関しても、先ほど中井議員から言わされた行方不明のものを探すということに関しても、費用負担は要りません。現状と同じように、今、ボランティアの方々が、特に本市だけではなく、他市の方々が本市の中へ入られてお手伝いいただいている。トラバサミに関しても、2本の足がなくなった子猫ちゃんを引き取ったのは和泉市の方です。そういったことで、ボランティア自体が既に今存在している中で、ボランティアの方々の連携をもって、つなぎ役として担当課がやっていただくということで十分だというふうに考えておりますし、第10条に関しては、「府の協力要請により」ということと、最後は「できる」ということになっております。つまり、選択権があるのは市であって、市が予算がないからそれはできませんよというようなことであれば、もしボランティアの方々が、いや、それは受けられませんということであれば、府に対して、すいません、今回はできませんというような選択権を市が持つということになっておりますので、この条例が実際、実行力を持たないというものではないということをお伝えしておきます。

#### ○反甫旭委員

今の質問と別で、廃棄物対策課にお尋ねいたしますが、先ほどから地域猫等のことも窓口になってやっているし、今回出て来てもらって、今回の議案について議論でき

ているわけですが、そういう地域猫のこととかをやっているんですが、事務分掌条例を見ていますとそういうことが明記されてないんですけど、今後、事務分掌条例及び規則等を今回のことも含めて改正する予定等があるのか、教えてもらえますでしょうか。

#### ○藤浪秀樹副市長

組織に関することですので、所管させていただいているので、御答弁させていただきます。

従前、事務分掌がどこだという御議論を頂いていたと思うんですけども、今般、一定整理がつきまして、大阪府とのパイプといいますか、その辺の役割については一定整理させていただいたところです。その部分につきましては、条例で反映させるべきなのか、はたまた規定レベルで大丈夫なのか、その辺もきちんと整理させていただきて、必要な改正なりは措置をしていきたいというふうに思ってございます。

#### ○反甫旭委員

今回のことでのそういうことが分かったというか、窓口になっていただいたということだと思いますので、その点、市民からも分かりやすいように今後対応していただきたいのと、こういう猫の対応が廃棄物対策課という名前になっているということに対する抵抗もあると思います。その点も併せて御検討をお願いしたいと思います。

#### ○京西且哲副委員長

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、市議案第9号の質疑を終結します。

以上で議員提出議案の質疑を終結します。

#### ○米田貴志委員

休憩をお願いします。

#### ○京西且哲副委員長

ただいま米田委員から休憩を求めるとの  
申出がありましたが、これに御異議ありま  
せんか。

[「異議なし」の声あり]  
それでは暫時休憩いたします。

#### ○京西且哲副委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

市議案第9号につきまして、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

直ちに市議案第9号を採決いたします。

本件につきましては、起立採決をもって行います。なお、着席の委員は本件に反対とみなします。

それでは、市議案第9号につきまして、原案を可とすることに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

起立少数です。よって、本件は否決されました。

最後に、委員会の報告はいかがいたしましょうか。

[「正副委員長に一任」の声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で事業常任委員会を閉会します。

(以 上)